

報第 1 号

教育長が臨時に代理した事項の報告について

酒田市教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、令和 7 年度酒田市一般会計補正予算（第 4 号）について別紙のとおり教育長が臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 8 月 1 9 日提出

酒田市教育委員会

教育長 赤坂 宜紀

（提案理由）

令和 7 年度酒田市一般会計補正予算（第 4 号）について、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、酒田市教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により教育長が臨時に代理したので、同第 2 項の規定により報告し、承認を求めるものである。

議第 2 5 号

令和 6 年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度酒田市一般会計歳入歳出決算の認定について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 7 年 8 月 1 9 日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

議第 26 号

令和 7 年度酒田市一般会計補正予算（第 5 号）について

令和 7 年度酒田市一般会計補正予算（第 5 号）について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 7 年 8 月 19 日提出

酒田市教育委員会

教育長 赤坂 宜紀

議第 27 号

酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について

酒田市体育施設設置管理条例の一部改正について、酒田市長より意見を求められているので、同意するものとする。

令和 7 年 8 月 19 日提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

酒田市体育施設設置管理条例の一部を改正する条例

酒田市体育施設設置管理条例（平成 17 年条例第 207 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 1 体育施設使用料 （11）酒田市八幡体育館の表を次のように改める。

（11）酒田市八幡体育館

ア アリーナ（フリーエリアを含む。）使用料

（イ）全部又は一部を単独で使用する場合

使用区分		使用料
高校生以下	全面	1 時間につき 790 円
	半面	1 時間につき 390 円
一般	全面	1 時間につき 1,580 円
	半面	1 時間につき 790 円

（イ）（イ）以外の場合

使用区分	使用料
中学生以下	1 人 1 回につき 50 円
高校生	1 人 1 回につき 110 円
一般	1 人 1 回につき 220 円

備考 使用の単位は、午前 9 時から午後 1 時まで、午後 1 時から午後 5 時まで及び午後 5 時から午後 9 時までをそれぞれ 1 回とする。

議第 3 0 号

教育に関する事務の管理及び執行状況に係る点検評価について

教育に関する事務の管理及び執行の状況について、別紙のとおり点検及び評価するものとする。

令和 7 年 8 月 1 9 日 提出

酒田市教育委員会
教育長 赤坂 宜紀

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条第 1 項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものである。

議第 3 1 号

令和 8 年度使用酒田市立小中学校の教科用図書採択について

令和 8 年度使用酒田市立小中学校の教科用図書を別紙のとおり採択する。

令和 7 年 8 月 1 9 日提出

酒田市教育委員会

教育長 赤坂 宜紀

令和 8 年度使用酒田市立小中学校の教科用図書採択について

(提案理由)

令和 8 年度に使用する酒田市立小中学校の教科用図書を決定するため、教育委員会の議決を求めるものである。

議第 3 2 号

請負契約の変更について

八幡体育館改築工事（建築工事）の請負契約の変更について、酒田市長より意見を求められているので同意するものとする。

令和 7 年 8 月 1 9 日提出

酒田市教育局委員会
教育長 赤坂 宜紀

記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 工 事 名 | 八幡体育館改築工事（建築工事） |
| 2. 工 事 場 所 | 酒田市観音寺字町後 1 5 番地 |
| 3. 仮契約の方法 | 変更契約 |
| 4. 仮契約年月日 | 令和 7 年 8 月 8 日 |
| 5. 仮 契 約 金 額 | 変更前 6 4 1, 3 0 0, 0 0 0 円（税込み）
変更後 6 4 4, 6 9 9, 0 0 0 円（税込み） |
| 6. 仮契約の相手方 | 林・菅原特定建設工事共同企業体
代表者 酒田市幸町 1 丁目 6 番 6 号
林建設工業株式会社
代表取締役社長 林 浩一郎 |
| 7. 工 期 | 令和 7 年 3 月 5 日から令和 8 年 3 月 2 5 日 |